

国保会館 4階フロア照明器具LED化工事 工事仕様書

1 工事名称

国保会館 4階フロア照明器具LED化工事

2 工事場所及び所在地

工事場所：国保会館 4階フロア（審査課・審査管理課事務室、歯科審査委員会室、審査委員会室、オープンスペース及び廊下）

所在地：沖縄県那覇市西 3-14-18

3 工事期間

契約締結日から令和3年12月28日

4 工事日について

本会の閉庁時間帯（土・日・祝祭日）に実施すること。なお、詳細については、本会担当者と調整のうえ、決定すること。

※審査委員会室、歯科審査委員会室、廊下及びオープンスペースは、月の第一土日に実施すること

5 工事内容等

（1）国保会館 4階フロア（審査委員会室、歯科審査委員会室、審査課・審査管理課事務室、オープンスペース及び廊下）の照明器具LED化。

①歯科審査委員会室の一部について

12台ある既設照明器具の一部（8台）は、直列での設置を行わず、設置台数を4台に変更する。器具の設置箇所については、別添「図面等」を参照すること。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

②審査課・審査管理課事務室について

照明器具が故障している箇所は、修理と併せてLED化。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

③オープンスペースについて

6台ある既設照明器具は、直列での設置を行わず、設置台数を計3台に変更する。器具の設置箇所については、別添「図面等」を参照すること。また、撤去箇所は、天井穴修復すること。

④廊下

必要に応じ、天井の補修・補強等を施すこと。

※既設器具・数量等については別添図面等参照。

※納入するLED照明は、既設LED照明と近似色とする

※天井からラインでビニールカーテンを吊るす等、新型コロナウイルス感染症対策を施しており、既設ビニールカーテン等に影響が出ないよう作業すること

(2) 養生等

工事範囲にはシート等を敷設し養生等を行うこと。また、机上及び備品等は移動せず作業すること。作業終了後は、清掃片付けを実施すること。

6 既設器具等の撤去及び廃棄

既設器具等の撤去及び廃棄は、関係法令を遵守のうえ、受注者が適正に処分することとする。また、処分後は、速やかに廃棄物処理関係書類（マニフェスト）を沖縄県国民健康保険団体連合会総務課へ提出すること。

7 責任の所在・保証

- (1) 本契約に係るすべての納品物の正常稼働については、製品の製造者の如何に関わらず、受注者が責任を負うこととする。
- (2) 納品物は新品であること。照明器具は国内メーカー製とし、動作保証3年以上、かつ、設計寿命40,000時間以上であること。
- (3) 引き渡し完了から1年以内に納入物に欠陥が発見されたとき、受注者は速やかに無償修理または無償交換を行うこととする。

8 その他

- (1) 総額には、配送、搬入、工事、既設器具の撤去・引き取り・処分費のほか、本契約に係るすべての費用を含めること。
- (2) 受注者が選択し、納入する器具等により新たな工事が生じた場合、受注者負担とする。
- (3) 本工事は、この仕様書によるほか、関係法令、規則等を遵守し、確実に施行すること。
- (4) 工事期間中は、安全及び衛生管理に十分注意し、万一事故が発生した場合、直ちに報告すると共に、受注者の責任において適切に処理すること。
- (5) 工事中、故意または過失により、施設、設備及び物品等を破損、汚損した場合は、受注者の責任において原形復旧すること。
- (6) 工事施工中は、火気、盗難等の事故防止に十分注意すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、適宜本会との協議に応ずること。